

野田市告示 第 1 9 2 号

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 の規定に基づき、
特定生産緑地の指定を解除したので、第 1 0 条の 6 第 2 項の規定に基づき、
次のとおり公示する。

令和 6 年 8 月 2 0 日

野田市長 鈴 木 有

- 1 指定を解除する特定生産緑地の区域及び面積
別紙のとおり

特定生産緑地（野田市）の指定解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第2項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定を解除する。

生産緑地 地区番号	生産緑地名	面 積			備考	図面番号
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地			
			既指定 区域	指定を解除する 区域		
2	中里第2生産緑地地区	約 0.05ha	約 0.05ha	約 0.05ha		1

「区域は指定解除図表示のとおり」

特定生産緑地指定解除図

地区:2号中里第2生産緑地

図面番号1

